

第 25 号

控訴の提起について

平成25年11月29日言渡され，同日送達された徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の判決に不服があるので，高松高等裁判所に控訴を提起する。

平成 25 年 12 月 4 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 控 訴 人 徳島県

2 被 控 訴 人

3 原判決の表示

- (1) 処分行政庁が平成20年10月9日に原告 に対してした運転免許取消処分を取り消す。
- (2) 被告は，原告 に対し，36万5900円及びうち33万5900円に対する平成23年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告 のその余の請求及び原告 の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は，原告 に生じた費用の3分の1と被告に生じた費用の6分の1を被告の負担とし，原告 に生じたその余の費用と被告に生じた費用の6分の2を原告 の負担とし，原告 に生じた費用と被告に生じたその余の費用を原告 の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中，控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 同敗訴部分の被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1審，2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

提案理由

徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の控訴（控訴期間 平成25年12月13日まで）について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。